

令和2年度行政組織の見直しについて

総務部

喫緊の重要課題や新たな業務に、適切かつ迅速に対応するため、また、業務の効率化や所掌事務の見直しによりスリムな組織機構とするため、組織の見直しを行う。

1 喫緊の重要課題や新たな業務への対応

(1) 「公共施設マネジメント課」の設置

本市にとって喫緊の課題である公共施設の質・量・財政負担の適正化を、より迅速に推進するため、公共施設のファシリティマネジメントに特化した組織として、企画政策部内の「経営改革推進課」を解体のうえ、同部内に「公共施設マネジメント課」を設置する。

※経営改革推進課の経営改革や事務事業の見直し等の他の所掌事務については、総務部総務課内に「経営改革推進室」を設置して所掌する。

※資産管理課内の「庁舎再整備室」は公共施設マネジメント課内に移行する。

(2) 「総務課統計係」の設置

令和2年度は、5年に1度実施される国勢調査の年であることから、総務部総務課内に「統計係」を設置する。

(3) 「住宅営繕課被災住宅支援室」の設置

昨年台風や大雨により被災された住宅への支援を行う組織として、建設部住宅営繕課内に「被災住宅支援室」を設置する。

2 業務の効率化や所掌事務の見直しによる組織のスリム化

限られた職員のなかで、喫緊の重要課題や増大する行政需要に的確に対応するためには、業務の効率化や所掌事務の見直しにより組織のスリム化が必要であることから、一課一係の課について、次のとおり統合する。

(1) 企画政策部内の政策推進課とまちづくり推進課の統合 ⇒ 政策推進課

(2) 総務部内の資産管理課と契約検査課の統合 ⇒ 管財課

(3) 経済部内の経済振興課と観光課の統合 ⇒ 経済振興課